

## 【フランス】公務員の倫理を規定する法律の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

\* 2016年4月、フランスの公務員の一般身分規程が大きく改正された。この改正においては、公務員の基本的な倫理規定が法律に明記されるとともに、利益相反の防止や兼業の規制等が規定された。

### 1 経緯

フランスにおける公務員 (*fonctionnaire*) は、国家公務員、地方公務員及び医療・療養施設公務員の3部門で構成されている。フランス国立統計経済研究所 (INSEE) によれば、その数は、2014年末においてそれぞれ247万人、198万人、118万人、計564万人であり給与所得者の5人に1人の割合である。これら公務員を対象とする「一般身分規程 (*statut général des fonctionnaires*)」は、全部門を対象とする共通法である「公務員の権利及び義務に関する1983年7月13日の法律第83-634号」(以下「1983年法」)(注1)、及びその後1986年にかけて制定された部門ごとの法律を合わせた4件の法律で構成されている。

就任以来公職の倫理向上に力を注いできたオランド大統領は、2013年が1983年法の制定30周年に当たることを機に同法の大幅な改正を意図し、同年7月に政府案を議会に提出した。その後、政府構成員や国会議員の政治倫理向上を主な目的とする「公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号」(以下「2013年法」)(注2)及び組織法律の制定により当該法案の調整が必要となり、2015年6月に改訂政府案が改めて提出され、2016年4月、本稿で紹介する「公務員の倫理並びに権利及び義務に関する2016年4月20日の法律第2016-483号」(以下「改正法」)(注3)が成立した。

### 2 改正法の内容

改正法は4章90か条から成る。1983年法との名称の相違からわかるとおり改正法の主眼は倫理規定にあることから、以下に第1章「倫理」の主な内容を紹介する。

#### (1) 公務員の基本的倫理 (第1条)

今回の改正により、公務員の基本的倫理が初めて一般身分規程に明文化された。公務員は、「尊厳 (*dignité*)」「公平性 (*impartialité*)」「廉潔性 (*intégrité*)」「誠実性 (*probité*)」「中立性 (*neutralité*)」をもって職務を行い、全ての人に対して平等に接し、人々の良心の自由と尊厳を尊重しなければならない。また、フランスの社会構成を反映し、宗教的中立 (*laïcité*) の遵守が特に重視、強調され、「公務員は、公務の遂行に当たり自己の宗教的意見を表明してはならない」と規定している。

#### (2) 利益相反の防止 (第2条、第5条及び第6条)

利益相反 (*conflit d'intérêt*) について、2013年法と同様の定義、回避義務及び防止の枠組みが、公務員の一般身分規程にも規定された。利益相反とは、「一の公益が他の公益又は

私益と競合する状況であって、中立、公正かつ公平な職務の遂行に影響し、又は影響するおそれのあるもの」である。公務員は利益相反をあらかじめ避けるべきであり、またもし利益相反の状況に置かれた場合は、代理者への委任、合議への不参加等の回避措置を取らなければならない。デクレ（政令）で別途定める職階及び職種に任命される公務員は、自らの利害関係と資産状況の届出を行う義務がある。利害関係の届出は任命機関に行い、任命機関は内容を審査の上、疑義がある場合は、2013年法により設置された独立機関「公的活動の透明性に関する高等機関（Haute Autorité pour la transparence de la vie publique）」へ諮問する。資産状況は、その職への任命後及びその職を離れた後、いずれも2か月以内に同機関へ届け出なければならない。届出を行わない場合、あるいは隠匿又は虚偽があった場合には、当該公務員は3年の拘禁刑及び45,000ユーロ（約550万円）の罰金を科される。

一方、不正な利益相反行為を告発した公務員がそれにより処罰、差別等を受けないとする告発者の身分保障も新たに規定された。

### (3) 兼業に関する規制強化（第7条）

公務員は職務専念義務に服することとされ、営利を目的とする私的活動は基本的に禁止される。具体的には、商業登録簿又は手工業者台帳に登録すべき性質の起業をすること、営利を目的とする会社・組織の役員になること等が禁じられる。勤務時間の一部のみを兼業に充てる場合は、その必要性に照らし、かつ公役務倫理委員会（commission de déontologie de la fonction publique）（後述）の許可に基づき、最長2年間許可され得る。

### (4) 公役務倫理委員会と転職の規制（第10条）

公役務倫理委員会は、公役務の遂行における倫理原則の遵守を評価する機関であり、首相の下に設置される。任務として、倫理規定の適用に係る諮問に対する意見及び助言、個別案件の評定等を行う。

委員会は、コンセイユ・デタ（国務院）の構成員1名を長とし、会計検査院の主任評定官1名、司法系統の裁判所の司法官1名、少なくとも1名の私企業出身者を含む有識者3名を構成員とする。案件に関わる部門に応じて更に構成員が加わる（例えば国の公役務について取り扱う場合は中央官庁の局長2名が加わる）。

公務員の民間への転職に係る個別案件の評定も同委員会の任務の一つである。改正法により、公務員が企業へ転職する場合や自ら起業する場合において、従来は任意であった届出が義務とされた。委員会は当該公務員の在職中の職務と退職後の営利活動との間の倫理的な問題の有無等について評定し、当該公務員はこの評定に従わなければならない。

注（インターネット情報は2016年6月17日現在である。）

(1) Loi n° 83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires.

(2) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. 内容は、服部有希「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp. 23-63. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9381677\\_po\\_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)> を参照。

(3) Loi n° 2016-483 du 20 avril 2016 relative à la déontologie et aux droits et obligations des fonctionnaires.